

農家の皆さんへ

農業での野焼きのルールを守りましょう

野焼きは、法律で禁止されていますが、農業を営むためやむを得ないものは例外で認められています。

▼農業を営むための野焼きの例

- ・稲わら、麦わらなどの焼却
- ・害虫駆除のための枯れ草の焼却
- ※農業用廃ビニールなどの焼却は認められていません。

▼やむを得ず野焼きを行う場合

まずは野焼き以外の処分方法を考え、やむを得ず右記の野焼きを行う場合は、次の点を守りましょう。

【①実施前】

- ・消防署に届け出をする(届け出は消防署が事前に野焼きを知るため、野焼きを容認するものではありません。電話・口頭も可能です)。

- ・周囲の住宅環境に配慮し、声掛けを行うなど苦情が出ないよう努め、目を離さず焼却できる体制を組む。
- ・わらや草はよく乾燥させ、大量の煙が出ないように工夫する。
- ・すぐに消火できるように水バケツ、消火器などを準備する。
- ・風向きを十分考慮し、風が強い日や空気が乾燥している日は避ける。

【②実施中】

風の影響で周囲に影響が出始めた場合は中止する。

【③実施後】

日中で作業を終わらせ、消火したことを必ず確認する。

産業課農業振興係

985-4119

松前消防署

984-3404

計量器定期検査

2年に一度の定期検査を受けましょう

はかりを取引や証明に使用する人は、計量法により2年に一度の定期検査が義務付けられています。定期検査を必ず受検してください。

▼検査実施日時と場所

① 6月6日(木) 10時～14時 東公

民館

② 6月7日(金) 10時～15時 松前

町役場(東側入り口付近の車庫棟)

産業課商工水産観光係

985-4120

県計量検定所

947-4001

障がいのある人の

自動車税・軽自動車税を減免します

自動車税または軽自動車税を1台に限り減免します。

▼対象

障がい者本人が所有する自動車(18歳未満の人または療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を持つている人は、その人と生計を一にする家族の所有車も含む)を次のいずれかの人が運転する場合

- ① 障がい者本人
- ② 障がい者と生計を一にする家族
- ③ 障がい者だけの世帯の障がい者を常時介護する人

▼減免の対象となる障がいの範囲

左表のとおり

▼申請に必要なもの

【自動車税・軽自動車税共通】

- ① 各種手帳② 運転免許証(運転者のみ)
- ③ 納税通知書(軽自動車税のみ)
- ④ 認め印(朱肉を使うもの)
- ⑤ 納税義務者の

「個人番号カード」か「通知カード」などの番号確認書類と運転免許証などの身元確認書類(軽自動車税のみ)

【自動車税】

① 自動車検査証② 生計同一者か常時介護者が運転する場合は① 生計同一証明書か常時介護証明書② 通学・通園・通所証明書、通院証明書か通勤・生業証明書(いずれも条件あり)※戦傷病者手帳を持つている人はお問い合わせください。※軽自動車税は、納税通知書が届いてから申請にお越しください。

申請期限 5月24日(金)

▼申請先

(自動車税) 県中予地方局課税課
自動車税担当 909-8754
(軽自動車税) 税務課町民係

985-4110

◎身体障がい者手帳の区分

障がいの区分	本人が運転	生計同一者、 常時介護者
視覚障がい	1級～4級	
聴覚障がい	2級・3級	
平衡機能障がい	3級	
音声機能、言語障がい又はそしゃく機能の障がい	3級 (喉頭摘出だけ)	
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	1級・2級	
上肢機能移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓機能障がい		
じん臓機能障がい	1級・3級	
呼吸器機能障がい		
ぼうこう又は直腸の機能障がい		
小腸の機能障がい		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	
肝臓機能障がい		

◎療育手帳の区分 A 判定

◎精神障がい者保健福祉手帳の区分 1級

犬・猫の不妊去勢手術を助成します

飼育犬・猫の不妊去勢手術の費用を助成します。

140頭
助成金額 23000円

助成対象

- 1 平成31年4月1日～令和2年3月31日までに手術をしていること
- 2 飼い主は、町内在住で、動物取扱業を営んでいないこと
- 3 犬は、登録し、令和元年度の狂犬病予防注射済票が交付されているか、元年度中に予防接種を受けていること
- 4 町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していないこと

助成件数 犬・猫合わせて先着

- 申請方法 手術後、獣医師から証明をもらった上で、助成金交付申請書、助成金請求書、税情報等開示同意書を提出してください。
- ※申請書類は町ホームページからダウンロードできるほか、町民課窓口にあります。
- 受付期限 2年3月31日(火)
- 申請先・問い合わせ 町民課生活環境係

☎ 985-4117



第50回郷土を美しくする清掃を行います

本年度も、町内の公共の場所にあるごみや雑草などを取り除く「郷土を美しくする清掃」を行います。

昭和45年から続く歴史ある清掃活動です。私たちの住むまちを自分たちの手できれいにしましょう。

日時 6月1日(土) 9時～
※雨天時は、6月15日(土)に延期します。

- 場所 塩屋海岸、北黒田・新立海岸、松前港内港、行政区の指定場所など



町民課生活環境係

☎ 985-4117

6月1日は人権擁護委員の日
人権擁護委員が相談に応じます

差別、暴行、虐待、いじめ、プライバシー侵害など人権問題で困りの人は、下記の相談を活用してください。

《町の人権擁護委員》



田中安男さん =大溝= 武智和孝さん =西古泉= 石丸幸子さん =筒井= 水本諭さん =新立= 松田雅子さん =鶴吉= 郷田和美さん =恵久美=

《町の特設相談窓口》

- 日時 毎月第4水曜日(祝日の場合は翌日) 10時～15時
- 場所 文化センター2階
- 電話番号 ☎ 985-1313
- 《「人権擁護委員の日」特設相談》
- 日時 6月1日(土) 10時～15時
- ※場所、電話番号は右記と同じ。
- 《法務局電話相談》
- 日時 6月1日(土) 8時30分～17時15分
- 電話番号(フリーダイヤル) ☎ 0570-003-110

社会教育課人権教育係

☎ 985-4137

令和元年工業統計調査を行います

6月1日を基準日として、従業者4人以上の全ての製造事業所が対象となる「令和元年工業統計調査」が行われます。この調査は、従業者数や製造出荷額などを調べ、その結果を中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用するためのものです。

5月下旬から6月上旬にかけて、調査員証を持った調査員が調査票記入のお願いに事業所を訪問します。調査内容は統計上の目的以外には一切使用しませんので、ご協力をお願いします。

町財政課統計電算係

☎ 985-4101

3月末現在、高齢者事故率県内ワースト3位
交通ルールを守って事故防止を

5月11日から20日まで「春の全国交通安全運動」が始まります。

「歩行者を 守る気づかい 思いやり」のスローガンのもと、この機会に一人一人が交通ルールを守り、正しいマナーを実践して交通事故を防ぎましょう。

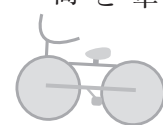
道路横断中の交通事故防止

- ・横断歩道に近づくときは減速し、安全確認をしましょう。
- ・横断歩行者を確認したときは一時停止をしましょう。
- ・早めのライト点灯を心掛け、上向きライトを活用しましょう。

・ひし形マークの先には横断歩道があります。注意しましょう。

「シェア・ザ・ロード」の精神普及とヘルメットの着用

- ・自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。
- ・車を運転中、自転車やバイクの脇を通るときは1.5メートルの車間距離を保ちましょう。



町民課生活環境係

☎ 985-4110

☎ 985-4228

国民年金の任意加入制度を知っていますか

老齢基礎年金を受給するには、国民年金保険料の納付済み期間や免除期間などが10年以上必要です。また、20歳から60歳までの40年分の保険料を納めなければ満額受給はできません。

60歳までに受給資格を満たしていない場合、納め忘れなどで納付済み期間が40年に満たない場合は、65歳になるまで任意加入すること

ができます。保険料の納付方法は、原則口座振替です。次の必要書類を持って窓口にお越しください。

必要書類 年金手帳、預金通帳、口座の届け出印

町民課生活環境係

☎ 985-4106

「守ろう人権 なくそう差別」
2019 明るい人権の町づくり大会

- 日時 5月11日(土) 13時～(受け付け12時30分～)
- 会場 文化センター 広域学習ホール
- 内容 開会行事(13時～)
人権ポスター・作文発表(13時25分～)
人権発表(13時45分～)
フレッシュ・リブまさき 西尾 剛 さん
記念講演(14時20分～)
講師 スマイリーキクチ さん
演題 「インターネットと人とのかわり合い」
閉会行事(15時50分～)

参加費 無料

※ 無料託児あります。希望者は事前に社会教育課へ。

社会教育課人権教育係 ☎ 985-4137

講師紹介

スマイリーキクチ さん

東京都生まれ。平成5年から漫才コンビ「ナイトシフト」として1年半活動した後、コンビを解散。現在は毒舌漫談スタイルのピン芸人としてテレビ・ラジオなどで活躍中。

平成11年、身に覚えのない事件の殺人犯だとネット上で書き込まれ、以降いじめられ、誹謗中傷を受ける。現在は、自身の体験を基にネット犯罪の恐怖やその対策について各地で講演活動を行うなど、活躍の幅を広げている。



平成30年度フレッシュBOXに27件 貴重なご意見ありがとうございました

平成30年度中に、フレッシュBOX（意見箱）に寄せられたご意見やご要望は27件でした。

この制度は、町民の皆さんの町政に対するご意見から施策などを見直し、松前町をより暮らしやすい町にしていこうとするものです。寄せられたご意見には、担当課が文書や電話などで可能な限り回答し、改善を目指します。

【30年度改善例】

（意見）私有地の庭木が道路に張り出していて通行の妨げになる。↓現場に出向き剪定済みであることを確認。その後、広報まさきで庭木の剪定に関する啓発を行いました。

松前町はあなたにとつて暮らしやすい町でしょうか。ご意見やご

要望をぜひお寄せください。提出の際は、住所、氏名、電話番号などを記入してください。

【意見・要望方法】

▼フレッシュBOX

役場庁舎 1階ロビー

▼郵送

〒791-3192

松前町大字筒井631番地

松前町役場 総務課広報情報係

※メールは町ホームページから各担当係宛に送信できます。

寄せられたご意見は、個人情報報

の取り扱いに注意し、広報紙などで紹介することがあります。

問 総務課広報情報係

☎985-4132

▼フレッシュBOX



寄せられた意見の内訳

道路・水路整備	1件
環境・ごみ問題	8件
教育・文化	3件
施設管理	1件
防災	6件
窓口対応など	4件
その他（町の管理していない施設への要望など）	4件
合計	27件

町営住宅の入居者を募集します

▼対象者（全ての条件を満たす人）

- ①町内に1年以上住んでいること
- ②同居する親族（婚姻関係と同様の事情にある人や近く婚約する人を含む）がいること。家族を故意または不自然に分離、合併をする世帯は申し込みできません。
- ※次のいずれかに該当する人は単身入居を認めます。
 - ・60歳以上の人
 - ・身体障がい者（手帳1～4級）
 - ・生活保護者など
- ③入居しようとする世帯員の収入合計月額が、条例で定められた基準（一般世帯）町営住宅15万8000円・改良住宅11万4000円）内であること
- ④現在、住宅に困窮していること
- ⑤市町村税などを滞納していないこと
- ⑥暴力団員でないこと
- ⑦町営住宅の明け渡しを求められたことがないこと
- ⑧入居契約時に家賃3カ月分の敷金を納められること
- ⑨入居契約時に次の条件を全て満たす2人の連帯保証人がいること
- ・原則、町内に住んでいること
- ・入居申込者と同程度以上の収入があること
- ・保証人同士が別世帯であること

・市町村税を滞納していないこと

▼家賃

毎年度、入居者の所得状況などから算定します。

▼住宅の設備について

【義農アパート・平松住宅】

浴室はありません。テレビ用アンテナは入居者負担になります。

【江川・改良住宅】

浴室がありますが、浴槽・給湯設備などは入居者負担になります。

▼申込書の配布・受付期間

5月13日（月）～31日（金）
8時30分～17時15分

※土・日曜日を除きます。

▼申し込み方法

申込書に、次の書類を添えて申し込んでください。

- ・世帯全員の住民票の写し（本籍地と続柄が記載されたもの）
- ・平成30年度（29年中の所得）の所得証明書（マイナンバー提示により原則、省略可）
- ・市町村税の完納証明書

※申込書は、ホームページでダウンロードできるほか、窓口にあります。

※入居は、8月以降となる予定です。

▼申込先・問い合わせ

まちづくり課町営住宅係

☎985-4122

	募集住宅名	住所	階層	部屋数	浴室	トイレ	駐車場	共益費	家賃
1	町営住宅 義農アパート 120号	筒井 1360	2階	2K	なし	水洗	なし	あり	4,900～16,200円
2	町営住宅 平松住宅 139号	浜 880	1階	2K	なし	水洗	なし	あり	5,000～19,900円
3	町営住宅 平松住宅 142号	浜 880	2階	2K	なし	水洗	なし	あり	5,000～19,900円
4	町営住宅 江川住宅 312号	筒井 1260	4階	3DK	あり	水洗	なし	あり	10,500～30,400円
5	町営住宅 江川住宅 316号	筒井 1260	4階	3DK	あり	水洗	なし	あり	10,500～30,400円
6	町営住宅 江川住宅 404号	筒井 1260	4階	3DK	あり	水洗	なし	あり	11,100～28,100円
7	町営住宅 江川住宅 420号	筒井 1260	4階	3DK	あり	水洗	なし	あり	11,100～28,100円
8	改良住宅 10-4号	筒井 1253	2階	3DK	あり	水洗	なし	あり	17,000円

歯を大切に

伊予歯科医師会監修



口と全身の健康のお話

(3) 慢性微小炎症③ ～病巣感染のこと～

前回の記事で、CRPの正常値を「0.3-0.5 mg/dl」と書きましたが、正しくは「0.3mg/dl以下」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。

急性炎症はCRPを、慢性微小炎症はhsCRPを参考にするとよいということです。

さて、口や喉の慢性微小炎症が他の臓器に飛び火して炎症を起こすことがあります。これを病巣感染と呼びますが、有名なのは歯の根っこの先の根尖病巣という慢性感染症から心内膜炎を発症する例です。

歯周病も根尖病巣も細菌感染による慢性微小

炎症ですが、糖尿病と同じように細菌が血管内に入って菌体と共に内毒素も出し、他の臓器・器官に悪影響を及ぼします。この他にも、関節リウマチ、腎炎、慢性虫垂炎、潰瘍性大腸炎、胃潰瘍、泌尿・生殖器系感染症、妊娠トラブル、皮膚炎・喘息などのアレルギー疾患などが知られています。

ほとんど症状を感じる事のない、歯周病や根尖病巣などの口の中の炎症が、いつの間にか、全身をむしばむ病気のもとになっている可能性があるのです。

口の中の慢性感染症は長くとどまらせない方がいいのです。これからの歯科の役割の一つは、いかにして地域住民の口の中の慢性微小炎症を市民と共にコントロールしていくかに集約されるのです。